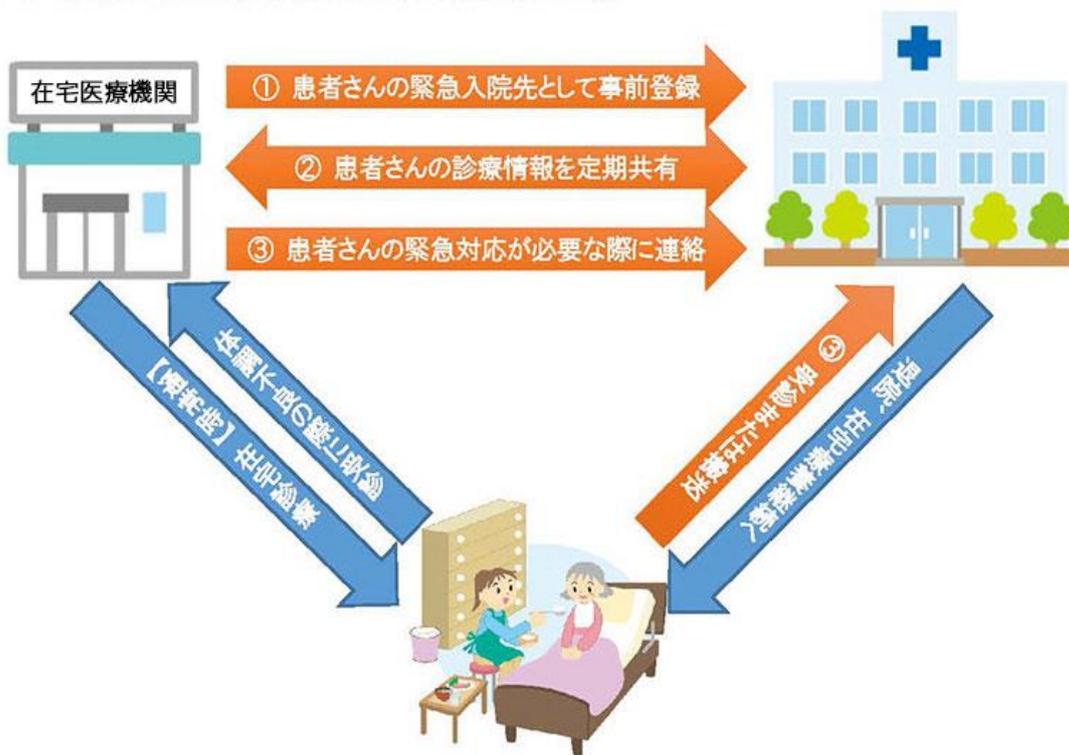


在宅療養後方支援病院について

当院ではかかりつけ医の先生から、事前に当院での入院登録をされた患者さんが急性期医療等を必要とされる場合は、入院を含めて24時間対応いたします。

※ かかりつけ医の先生方から、事前に当院の協力医療機関としての登録をお願いいたします。



【 患者登録の対象者の方：原則として以下の1.~3.を全て満たす方 】

1. 自宅・特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス・有料老人ホーム・ケアハウス 有料老人ホームグループホーム・サービス付き高齢者住宅などにお住まいの方
2. 訪問診療を受けている方
3. 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料・在宅がん医療総合管理料 在宅療養指導管理料（在宅自己注射指導管理料を除く）のいずれかを継続して算定している方

【ご利用手順】

- 1 事前に当院の協力医療機関としての登録をお願いいたします。（様式 1）
 - 2 患者さんの登録方法
患者さんから入院登録のご希望、同意がありましたら、あらかじめ緊急時に入院を希望する病院として、貴院を通して事前登録をしていただきます。
緊急対応や「入院希望の届出書に関する同意書」（様式 2）に必要事項をご記入のうえ「地域連携入退院センター」へご郵送または FAX をお願いいたします。
当院にて病状等を確認し受入れが可能であれば、入院希望の届出書のコピーを 2 部ご返送しますので、1 部は貴院で保管、患者さんへお渡しく下さい。
尚書類を確認後に登録完了となります。後日、登録完了報告書をご送付いたします。
- 入院希望患者の届出は 1 患者さん 1 病院となっております。
 - 1 人の患者様が複数の医療機関に当該届出を行うことは出来ません。他の届出を行っている病院がないかをご確認くださいようお願いいたします。
 - 病状等により、他院への転院等をお勧めさせていただくことがあります。
 - 登録後、3 か月に 1 回、登録患者さんについて定期的な情報交換を実施いたします。
 - 当院から、3 か月毎に診療情報交換を依頼いたしますので、作成後、F A X にて送付をお願いいたします。

～お問い合わせ先：岐阜清流病院 地域連携入退院センター～

〒501-1151 岐阜市川部 3 丁目 25 番地

平日 月～金 8 時 3 0 分 ～ 1 7 時

土 8 時 3 0 分 ～ 1 2 時 3 0 分

T E L 0 5 8 - 2 3 9 - 8 5 1 5 （地域医療連携センター直通）

F A X 0 5 8 - 2 3 9 - 8 2 3 6

上記時間外・日祝日

T E L 0 5 8 - 2 3 9 - 8 1 1 1 （病院代表）